

水俣市総合もやい直しセンター利用上の注意事項

- 1 施設利用申請書に記載した場所、時間を厳守下さい。
利用時間には、会場の準備・設営・後片付け・搬出・清掃等の時間も含まれています。
- 2 施設の使用権を第三者に譲渡・転貸しないで下さい。
- 3 施設内、施設敷地内は原則禁煙となります。
指定された場所以外での喫煙はしないで下さい。
- 4 駐車場が不足していますので、駐車場の混雑が見込まれる場合、駐車場整理は使用者の責任で行ってください。
なお、駐車場での事故等について、当社は一切関与しません。
- 5 施設の設置物及び備品（貸与物）を紛失または破損した場合は、実費で弁償をお願い致します。
- 6 所定の場所以外で火気を使用する場合は、事前に許可を受けてください。
- 7 次の事項に該当するとき、施設の利用を制限し又は停止する場合があります。
施設使用許可を取り消したとき、既に使用料金が納入されている場合、使用料は返還します。
 - (1) 利用申請書に虚偽の記載があったとき、又は利用の目的・内容と異なる目的・内容で利用するとき
 - (2) 所定の期日までに、使用料金の支払いがなされなかったとき
 - (3) 災害の発生の恐れのある時、又は災害が発生し、水俣市の避難所として開設されたとき
 - (4) 感染症の大規模流行等により、行政機関等から営業自粛要請があったとき
 - (5) 災害その他の不可抗力によって、施設等の貸出が困難となったとき
 - (6) 事故の発生又は、施設等の不具合・損傷等によって、施設の利用に安全上問題があると当社が認めるとき
 - (7) 水俣市総合もやい直しセンター設置等に関する規則及び水俣市総合もやい直しセンター設置等に関する細則を遵守しなかったときなお、上記の事由による利用承諾の取消し等の結果、利用者に損害が生じた場合、当社はその賠償の責を負わないものとします。